

広島県告示第八百七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、三次市吉舎町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、三次市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成十九年七月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

		大字		上	欄
		字			
敷地		梅之木	七二六の一の一部、七二六の二の一部、七二三の一の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である市有地の一部	地	番
		本郷	一六五四の二の一部、一六五五の二の一部、一六五五の三の一部、一六五八の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部並びに字梅之木七二三の一の一部に隣接する道路である市有地の一部	敷地	
		梅之木	本郷	大字	字
				下	欄